

令和7年高島市教育委員会第10回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和7年10月22日（水）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時40分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和7年第9回定例会会議録承認
議第63号 高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する規則を廃止する規則案
議第64号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書案について
報告第19号 高島市マキノ学童農園土に学ぶ里施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正について
報告第20号 高島市今津屋根付き運動場ほか3施設の開場等の時間変更について
報告第21号 高島市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付要綱の制定について
- 4 出席委員
川島教育長、橋本委員、高木委員、森委員、地村委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、赤水スポーツ振興部長、川原林教育指導部長、吉原教育総務部次長（社会教育課長取扱）、中川教育総務部次長（図書館長取扱）、野崎スポーツ振興部次長（国スポ・障スポ大会推進課長取扱）、保木教育指導部次長（学事施設課長取扱）、前田教育総務課長、山本文化財課長、佐藤文化ホール館長、加藤市民スポーツ課長、上原マキノ小学校建設課長、横井川学校給食課長、中原学校教育課主監、林教育総務課参事、中村教育総務課主任
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第10回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、森委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第63号 高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する規則を廃止する規則案

【説明】 吉原教育総務部次長

本件は、高島市議会9月定例会での議決を得て、令和8年3月31日をもって新旭水鳥観察センターを廃止することに伴い、当該施設の管理運営規則も令和8年3月31日をもって廃止するものである。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第64号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書案について

【説明】 前田教育総務課長

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和6年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施したので、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することについて、議決を求めるものである。

第2期高島市教育大綱および令和6年度教育の重点に基づき取り組んだ31事業について、部長ヒアリングによる内部評価を行った後、外部評価として、学識経験を有する3名の外部評価委員に意見をいただいた。

評価項目については、必要性、目標達成度、効率性または合理性の視点からそれぞれを行い、それらの合計を総合評価として、A⁺からDまでの5段階で示している。

今回の評価結果は、A⁺が2事業、Aが24事業、Bが5事業となった。各事業の評価結果については、事務点検評価シートにまとめているが、滋賀県立大学人間文化学部の本宮准教授にいただいた総評から分野ごとに評価結果を説明する。

学校教育分野については、全体的に堅実な取組が実施されているが、事業を支える支援員やボランティアの減少・高齢化が共通して見られることから、安定的な人員確保策が求められる。また、増加傾向にある不登校児童生徒への対応は喫緊の課題であり、教育相談体制の充実や関係機関との連携強化に加え、すべての子どもが安心して通うことのできる学校づくりの推進が一層望まれるというご意見をいただいている。

社会教育分野についても、全体的に前進が見られる一方で、昨年度から評価が下がった文化振興事業では、市美術展覧会の来場者数は増加しているものの、出品数は減少しており、若い世代や新

規出品者の参加を促す周知方法の工夫が求められるというご意見をいただいている。

文化財に関しては、資料館施設4館の休館の影響を受けたものの、次年度は中江藤樹・たかしまミュージアムを拠点とし、高島の文化や歴史の発信に加え、幅広い年齢層の市民が文化財への理解を深める機会を提供する取組が期待されるというご意見をいただいている。

市民のスポーツに関しては、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催を見据え、環境整備が進められており、広報・啓発活動を通じて、市民のスポーツへの関心は高まりつつある。今後は、高齢化の進行を踏まえ、多世代の市民が参加しやすい企画を立案し、スポーツ参画人口の拡大を図ることが望まれるというご意見をいただいている。

今後の予定については、本議案をご議決いただいた後、11月に市議会全員協議会で報告し、市のホームページで公表する。

【質疑等】

○橋本委員

26文化的景観保護推進事業について、重要文化的景観3地域のうち、海津・西浜・知内の水辺景観の案内者数が非常に多いが、地域住民の生活には影響はないのか。

また、当該地域が文化的景観であることを理解せず、土地を購入されている方がいると聞くが、何か対策はされているのか。

○山本文化財課長

海津・西浜・知内地域文化的景観まちづくり協議会によると、地域住民は、観光客が増えることが必ずしも良いと思っておらず、地域住民の生活に影響が出ないよう、当該まちづくり協議会において、観光ガイドの養成や危険な個所を示す看板の設置などが行われている。

なお、事務点検評価シートに記載している案内者数は、当該地域に訪れた方を算出できないことから、マキノ駅の観光案内所に来られた方の30%が重要文化的景観に訪れたものとみなしている。

また文化的景観であることを理解しないまま土地を購入されることについては、まちづくり協議会でも課題となっている。空き家対策の関係課と連携しながら、重要文化的景観であることを理解いただけるよう努めている。

【採決】 可決

報告第19号 高島市マキノ学童農園土に学ぶ里施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正について

【説明】 吉原教育総務部次長

本件は、高島市役所の開庁時間に関する規則が公布されたことに伴い、マキノ土に学ぶ里研修センターの管理規則が一部改正され、令和7年10月1日に施行されたので報告するものである。

改正の内容には、センターの使用開始時間を午前8時30分から午前9時に改めるものである。

【質疑等】 なし

報告第20号 高島市今津屋根付き運動場ほか3施設の開場等の時間変更について

【説明】 加藤市民スポーツ課長

本件は、高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例第4条第3項、高島市今津B&G海洋センターの設置および管理に関する条例第5条第3項、高島市今津山村広場の設置および管理に関する条例第4条第3項、高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例第5条第3項および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、今津屋根付き運動場ほか3施設の開場等の時間変更を定めたので報告するものである。

電気設備工事を実施するため、令和7年10月30日に限り施設の開場等の時間を午後4時からとするものである。

【質疑等】 なし

報告第21号 高島市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付要綱の制定について

【説明】 中原学校教育課主監

本件は、フリースクール等民間施設利用者を対象に、不登校児童生徒の社会的自立を支援とともに、保護者の経済的負担を軽減することを目的に補助金を交付するため、交付要綱を策定したので報告するものである。

補助金交付の対象は、過去1年以内に在籍する学校を延べ30日以上出席していない者で、フリースクール等民間施設に週1回以上通所している不登校児童生徒の保護者とする。補助金の額は、月1万円を上限とし、授業料の1/2以内を補助する。

【質疑等】

○橋本委員

フリースクールに行けば、学校に出席したことになるのか。

○中原学校教育課主監

学校長の判断にはなるが、出席扱いとしている。

○地村委員

フリースクールの利用者数を教えてほしい。また市内にはフリースクールはあるのか。

○中原学校教育課主監

利用者は、これまでの実績から7人程度を見込んでいる。またフリースクールは今津地域に1施設ある。全国にはオンラインによるフリースクールもあり、補助金交付の対象である。

○高木委員

フリースクールを運営する団体についても運営資金や指導者の確保に苦慮しておられると聞くので、団体と連携を図り、児童生徒の居場所の確保に努めていただきたい。

閉会 教育長が第10回定例会の閉会を宣言